

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 令和3年12月10日

【四半期会計期間】 第125期第3四半期(自 令和3年8月1日 至 令和3年10月31日)

【会社名】 株式会社きんえい

【英訳名】 Kin - E i Corp .

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 中 耕 造

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4553番

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 藤 下 修

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4553番

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 藤 下 修

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第124期 第3四半期累計期間	第125期 第3四半期累計期間	第124期
会計期間	自 令和2年2月1日 至 令和2年10月31日	自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日	自 令和2年2月1日 至 令和3年1月31日
売上高 (千円)	2,022,788	2,188,019	2,857,560
経常利益 (千円)	71,454	144,675	126,608
四半期(当期)純利益 (千円)	38,326	103,718	55,025
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	564,200	564,200	564,200
発行済株式総数 (千株)	2,821	2,821	2,821
純資産額 (千円)	2,122,552	2,216,810	2,139,864
総資産額 (千円)	5,798,195	5,693,513	5,758,901
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	13.74	37.19	19.73
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			10.00
自己資本比率 (%)	36.6	38.9	37.2

回次	第124期 第3四半期会計期間	第125期 第3四半期会計期間
会計期間	自 令和2年8月1日 至 令和2年10月31日	自 令和3年8月1日 至 令和3年10月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	16.28	20.58

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載していません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)を第1四半期会計期間の期首から適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」をご参照ください。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第3四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの変異株による感染が急速に拡大し、期間の終わりには沈静化傾向に転じましたが、依然として厳しい状況のうちに推移しました。

この間、当社におきましては、当社施設を通じた新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、細心の注意を払いながら集客に努め、収入の確保を目指しましたが、政府の3度目の緊急事態宣言を受けて、4月25日から5月31日まで「あべのアポロシネマ」を臨時休館するに至り、6月1日の営業再開から20日までは土曜日、日曜日を休館したほか、感染予防措置である間隔を空けての座席販売及び営業時間短縮を実施しました。その後、土・日営業と全席販売を再開しましたが、4度目の緊急事態宣言が発出され、8月2日から9月30日まで再び間隔を空けての座席販売及び営業時間短縮を余儀なくされました。10月以降は通常営業に戻りましたが、長期間に亘り営業の制約を受けた結果、本格的な収入回復には至りませんでした。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高合計は2,188,019千円（前年同期比8.2%増）となり、費用面におきましても、部門別業績管理の徹底により、諸経費全般に亘って鋭意削減に努めました結果、営業利益は123,811千円（前年同期比181.2%増）、経常利益は144,675千円（前年同期比102.5%増）となりました。これに新型コロナウイルス感染症に関連して休業等の要請に伴う協力金58,563千円を特別利益に計上し、臨時休館に伴う損失27,189千円を特別損失に計上したことなどにより、四半期純利益は103,718千円（前年同期比170.6%増）となりました。

各セグメントの状況は次のとおりであります。

a. シネマ・アミューズメント事業

シネマ・アミューズメント事業部門におきましては、“東京リベンジャーズ”“名探偵コナン 緋色の弾丸”“シン・エヴァンゲリオン劇場版”“花束みたいな恋をした”“竜とそばかすの姫”“マスカレード・ナイト”“僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ワールドヒーローズミッション”などの話題作を上映する一方、販売促進活動を推進しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う長期間の営業の制約による影響を大きく受けました。その結果、このセグメント全体の収入合計は693,307千円（前年同期比0.8%減）となり、営業原価控除後のセグメント損失は30,577千円（前年同期セグメント損失106,793千円）となりました。なお、収益認識会計基準等を適用した影響により、従来の方法に比べて148,956千円減収となりました。

同事業の収入等は次のとおりであります。

区分	単位	当第3四半期累計期間 (令和3年2月1日から 令和3年10月31日まで)	前年同期比(%)
劇場入場人員	千人	464	28.8
劇場収入	千円	629,812	26.1
娯楽場収入	千円	63,494	68.2
合計	千円	693,307	0.8

b. 不動産事業

不動産事業部門におきましては、感染拡大に伴い来館者数が低調に推移し、一部店舗の休業や営業時間短縮もあったため、このセグメント全体の収入合計は1,494,712千円（前年同期比12.9%増）となり、営業原価控除後のセグメント利益は367,235千円（前年同期比1.5%減）となりました。なお、収益認識会計基準等を適用した影響により、従来の方法に比べて175,586千円増収となりました。

同事業の収入は次のとおりであります。

区分	単位	当第3四半期累計期間 (令和3年2月1日から 令和3年10月31日まで)	前年同期比(%)
不動産賃貸収入	千円	1,338,644	14.6
不動産付帯収入	千円	137,706	5.3
その他事業収入	千円	18,361	80.0
合計	千円	1,494,712	12.9

当第3四半期会計期間末における総資産は、有形固定資産の減少等により前期末に比較して65,387千円減少し、5,693,513千円となりました。負債は、設備関係未払金の減少等により、前期末に比較して142,333千円減少し、3,476,703千円となりました。純資産は、四半期純利益など利益剰余金の増加額が配当金の支払い等による減少額を上回ったため、前期末に比較して76,945千円増加し、2,216,810千円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症は沈静化の様相を見せておりますが、第6波の感染拡大が懸念されるなど、依然として予断を許さない状況が続くものと予想される中、当社といたしましては、引き続き当社施設を通じた感染拡大を防止するため、種々の対策を徹底、継続してまいります。その上で、シネマ・アミューズメント事業部門では、魅力ある作品の上映に努めるほか、リニューアル工事により大きくイメージアップした阿倍野地区唯一の映画館「あべのアポロシネマ」への集客と収入の確保を目指してまいります。さらに、「あべのハルカス」「あべのキューズモール」「天王寺ミオ」など周辺施設との共同販売促進策を推進するほか、簡単・便利な「チケット予約システム」、格安で映画をご覧いただける「映画会員制度」をアピールし、誘客に努めます。

また、不動産事業部門におきましては、テナント入居率の維持・向上による賃貸収入の確保を図るのとはもとより、引き続き設備更新・改良工事等を計画的に進めるなど、ビルのさらなる機能向上を図り、安全で快適な環境づくりに努めてまいります。加えて、「あべのアポロシネマ」との連携を推進し、一層の集客に注力してまいります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和3年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年12月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,821,000	2,821,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	2,821,000	2,821,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年8月1日～ 令和3年10月31日	-	2,821	-	564,200	-	24,155

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,733,900	27,339	
単元未満株式	普通株式 54,700		
発行済株式総数	2,821,000		
総株主の議決権		27,339	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式28株が含まれております。

【自己株式等】

令和3年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きんえい	大阪市阿倍野区 阿倍野筋1 5 1	32,400		32,400	1.15
計		32,400		32,400	1.15

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(令和3年8月1日から令和3年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年1月31日)	当第3四半期会計期間 (令和3年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	100,837	106,875
売掛金	125,429	94,784
商品	2,837	3,309
その他	376,523	535,970
貸倒引当金	375	375
流動資産合計	605,251	740,564
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,936,803	2,801,445
機械及び装置(純額)	28,373	23,019
工具、器具及び備品(純額)	113,607	96,263
土地	1,123,748	1,123,748
有形固定資産合計	4,202,533	4,044,476
無形固定資産	89,469	67,070
投資その他の資産		
差入保証金	819,494	801,958
その他	42,152	39,443
投資その他の資産合計	861,647	841,401
固定資産合計	5,153,649	4,952,949
資産合計	5,758,901	5,693,513
負債の部		
流動負債		
買掛金	85,813	77,382
短期借入金	450,000	450,000
1年内返済予定の長期借入金	75,000	75,000
未払法人税等	2,651	43,655
賞与引当金	5,200	10,300
その他	633,393	511,010
流動負債合計	1,252,058	1,167,348
固定負債		
長期借入金	468,750	412,500
退職給付引当金	93,489	89,893
受入保証金	1,511,044	1,516,761
資産除去債務	290,000	290,000
その他	3,694	200
固定負債合計	2,366,978	2,309,355
負債合計	3,619,037	3,476,703

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年1月31日)	当第3四半期会計期間 (令和3年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	564,200	564,200
資本剰余金	24,155	24,155
利益剰余金	1,661,306	1,737,139
自己株式	110,884	110,884
株主資本合計	2,138,778	2,214,611
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,086	2,198
評価・換算差額等合計	1,086	2,198
純資産合計	2,139,864	2,216,810
負債純資産合計	5,758,901	5,693,513

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自令和2年2月1日 至令和2年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和3年2月1日 至令和3年10月31日)
売上高	2,022,788	2,188,019
営業原価	1,756,921	1,851,361
営業総利益	265,867	336,658
一般管理費	221,841	212,846
営業利益	44,025	123,811
営業外収益		
受取利息	479	788
受取配当金	146	176
助成金収入	21,162	18,066
雑収入	11,449	8,105
営業外収益合計	33,237	27,136
営業外費用		
支払利息	5,793	6,272
雑支出	15	-
営業外費用合計	5,809	6,272
経常利益	71,454	144,675
特別利益		
休業等の要請に伴う協力金	-	1 58,563
特別利益合計	-	58,563
特別損失		
固定資産除却損	15,643	26,048
臨時休館に伴う損失	-	2 27,189
特別損失合計	15,643	53,237
税引前四半期純利益	55,810	150,000
法人税、住民税及び事業税	15,963	51,078
法人税等調整額	1,520	4,796
法人税等合計	17,484	46,282
四半期純利益	38,326	103,718

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)が平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、アポロシネマ売店における一部の商品取引及び娯楽場事業における収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。また、不動産事業の一部において共用部使用の対価としてテナントから収受する共益費について、従来は、顧客から受け取る額から保守・管理等に係る費用を差し引いた純額で収益を認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が本人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高及び営業原価が26,630千円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の第1四半期会計期間の期首残高に与える影響はありません。

(追加情報)

(会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大による政府の「緊急事態宣言」及びこれを受けた大阪府の「緊急事態措置」に基づき、「あべのアポロシネマ」ほか該当施設の臨時休館を実施しました。その後、大阪府の「緊急事態措置」に基づく映画館への要請内容が緩和されたことに伴い、「あべのアポロシネマ」の営業を再開しておりますが、依然として予断を許さない状況であります。このような状況が当事業年度(令和4年1月期)においても一定程度継続するものと仮定しており、当該仮定を会計上の見積り(繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計等)に反映した結果、当期財務諸表に与える影響はありませんでした。

なお、四半期報告書作成時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

1 休業等の要請に伴う協力金

当第3四半期累計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた大阪府からの休業等の要請に応じたことによる協力金を、休業等の要請に伴う協力金として特別利益に計上しております。

2 臨時休館に伴う損失

当第3四半期累計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大による政府の「緊急事態宣言」及びこれを受けた大阪府の「緊急事態措置」に基づき、「あべのアポロシネマ」ほか該当施設の臨時休館を実施しました。当該臨時休館中に発生した固定費等(減価償却費ほか)に臨時性があると判断し、臨時休館に伴う損失として特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 令和2年2月1日 至 令和2年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日)
減価償却費	213,150千円	237,007千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(令和2年2月1日から令和2年10月31日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年4月23日 定時株主総会	普通株式	27,887	10.00	令和2年1月31日	令和2年4月24日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年10月31日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年4月27日 定時株主総会	普通株式	27,885	10.00	令和3年1月31日	令和3年4月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(令和2年2月1日から令和2年10月31日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	シネマ・ア ミューズメント 事業	不動産事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	698,908	1,323,879	2,022,788	-	2,022,788
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	698,908	1,323,879	2,022,788	-	2,022,788
セグメント利益又は損失()	106,793	372,661	265,867	221,841	44,025

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費(全社費用)であります。

2 セグメント利益又は損失()は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年10月31日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	シネマ・ア ミューズメント 事業	不動産事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	693,307	1,494,712	2,188,019	-	2,188,019
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	693,307	1,494,712	2,188,019	-	2,188,019
セグメント利益又は損失()	30,577	367,235	336,658	212,846	123,811

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費(全社費用)であります。

2 セグメント利益又は損失()は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおり、第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期累計期間の「シネマ・アミューズメント事業」の売上高が148,956千円減少し、「不動産事業」の売上高が175,586千円増加しております。また、セグメント利益又は損失に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 令和2年2月1日 至 令和2年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日)
1株当たり四半期純利益	13円74銭	37円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	38,326	103,718
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	38,326	103,718
普通株式の期中平均株式数(株)	2,788,657	2,788,572

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年12月9日

株式会社きんえい
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きんえいの令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第125期事業年度の第3四半期会計期間(令和3年8月1日から令和3年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実地した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きんえいの令和3年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められない

かどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。